

避難所運営 マニュアルづくりの 手引き

**平成25年7月
月形町**

どうして避難所運営マニュアルが必要なの？	1
役場の職員は来てくれないの？	1
どうやってマニュアルを作ったらいいの？	2
時期区分って どう考えるの？	3
ワークショップを实践しよう	4

どうして避難所運営マニュアルが必要なの？

大きな災害が発生してしまったら

突然の災害で避難所に避難しなければならなくなった場合、集まった方々で避難所運営を行わなければなりません。でも集まる方々の中に日頃地域のコミュニティ運営を担っている行政区長さんや町内会長さんなどがいない可能性もあります。

そんな時、運営マニュアルがあると集まった方々で円滑に避難所の運営ができることになります。

みんなで話し合っただけで避難所生活のルールを決めておきましょう。



役場の職員は 来てくれないの？

避難所運営は住民主体で行います

避難所を利用するような大きな災害の場合、役場職員は役場に集まり災害対策本部を立ち上げなければなりません。災害対策本部は、情報を収集し、現状を把握したうえで、月形町全体の対応することになります。被害の規模によっては自衛隊や北海道などに応援を頼むことも必要になります。

水害など徐々に危険性が高まり、被害を想定できる場合は、住民の皆さんに避難勧告を発令したり、避難誘導、物資運搬などお手伝いをさせていただきますが、地震や竜巻など突発的に起きる災害の場合には、どうしても初動が遅れてしまいます。

また、職員も被害にあって集まれなかったり、役場そのものが被害にあう可能性もあります。

ですから、住民のみなさんによる避難所運営が必要となるのです。

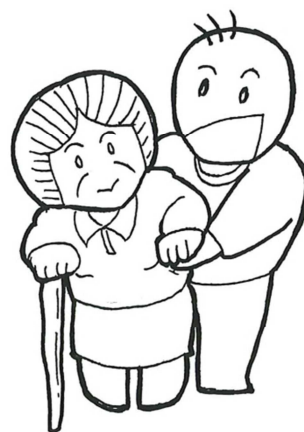
自助・共助が大切です

自助とは、自分や家族を守ること。共助とは、隣近所、町内会の仲間で助け合うことを言います。

この自助、共助が災害から生命を守るキーワードになります。

行政が災害に対応することを公助といい、この公助が機能を発揮するようになるまでには時間がかかってしまいます。

避難所では、共助の気持ちが大事になります。



どうやってマニュアルを作ったらいいの？

ワークショップがおすすめです

住民の皆さんによるワークショップがおすすめです。

ワークショップとは、地域の人が集まり何班かに分かれ、参加者が平等に意見を話し合いを行うことです。

避難所マニュアルを考える場合、避難所では何が必要になるか、何が起こり得るかなどを考えます。実際に災害が起きた場合に「どう行動すべきか」のイメージを持つことができ、このワークショップを繰り返し行うことによってマニュアルは充実していきます。

この活動を行うための経費は、行政区交付金の中の防災交付金を利用すると、防災活動の実績にもなり、一石二鳥です。



みんなで話し合います

避難所での生活のルールや施設の利用計画を話し合ってください。

月形町には避難所が7カ所あります。建物の大きさや部屋の広さ、学校なのか地域の集会所なのかで利用する条件が違ってきます。お父さん、お母さん、高齢者や若者などそれぞれの視点で考えます。

また、災害発生直後、二日目、三週間後など、時期区分も想定して運営課題を話し合ってみてください。

施設の図面などを見ながら話し合うとイメージしやすいかもしれません。

町の総務課危機管理係にも声をかけてみてください。

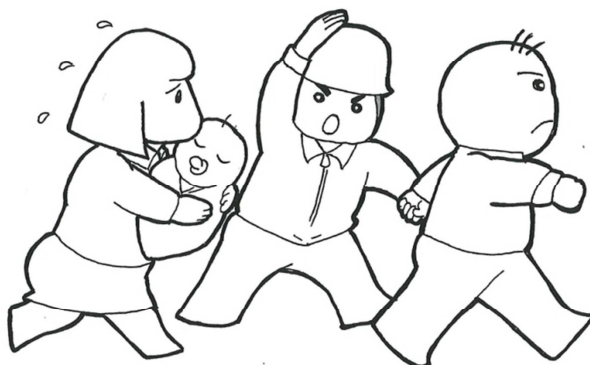
時期区分って どう考えるの？

避難所の運営は時間の経過によって大きく異なり、それぞれの時期特有の運営課題が発生します。

災害発生直後から24時間を初動期といいます

避難者の安全を確保し、住民による避難所運営へ向けた準備となる期間です。

この時期の運営においては、町とも連絡を取りながら初動、協力体制を確認してください。

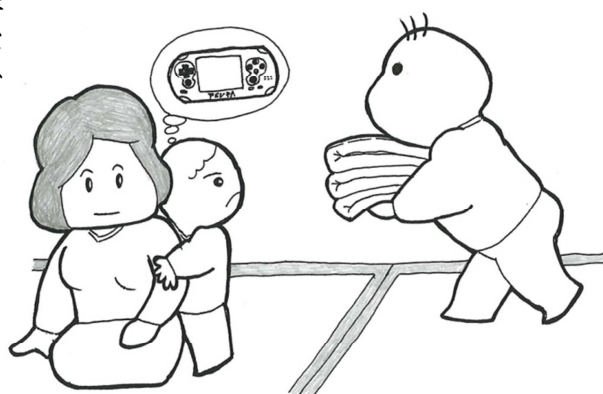


24時間から3週間を展開期といいます

避難者が本格的な避難所運営を開始し、避難所のルールに従った生活の安定を確立する時期です。

3週間以降を安定期といいます

避難生活の長期化に伴い、避難者の要望が多様化する時期です。また、親類の家などに移動する方などもいて、避難者の減少により運営体制を再構築する時期となります。



電気・水道などのライフライン復旧以降を撤収期といいます

ライフラインが回復すると避難所も不要になる時期です。一方で独力で自立困難な避難者の存在も見えてくる時期で、行政と相談し最後までサポートする体制を構築する時期です。

ワークショップを实践しよう！

課題の整理

①初動期

- ・施設の開錠はどうするのか？

町から避難勧告があつて避難所を開設する場合は心配ありませんが、突然の災害の時には施設の開錠をどうするのか。誰が避難所の鍵を持って来るのか。普段の鍵の管理についても話し合ひましょう。

- ・リーダーはだれ？

避難所運営の中心人物、どう組織するかを決めます。

避難者の中に行政区長、町内会長、防災士がいる場合、いない場合。また、いない場合でも、その役割を担うのかなど検討してみてください。

次に、組織づくりです。どういう役割分担が必要か考えてみましょう。

総務班 避難所全般に渡りリーダーを補佐したり、災害対策本部への定時報告などを受け持ちます。

避難者の名簿管理など

情報班 避難所内外の情報収集、被災者への情報提供を行います。

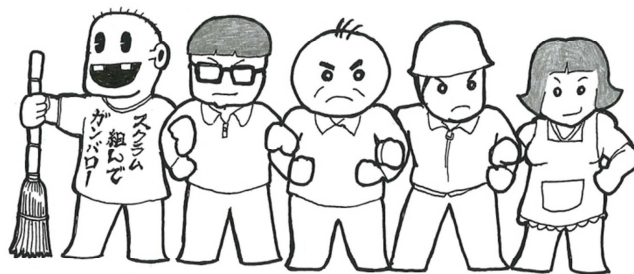
施設管理班 施設管理のほか、必要資機材の調達など

食料物資班 食料・物資の調達、管理、配付を担当します。

救護班 医療救護体制管理、高齢者、障害者対応

衛生班 トイレ、掃除、ゴミ処理、風呂への対応など

これは、一例です。参考にしてください。

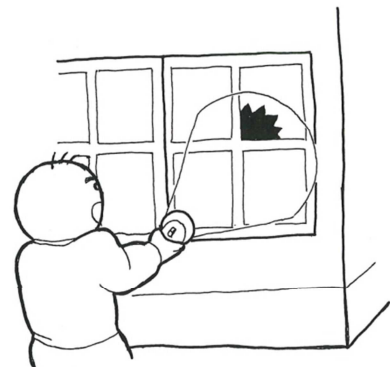


- ・施設の安全点検はどうするのか？

施設管理者から耐震化状況などを聴き取りしたり、避難所開設時にも施設内外の安全確認が必要です。

- ・避難者の収容はどうするのか？

どういう部屋割にしたらいいか、高齢者や負傷者がした場合や駐車場などの施設の管理についても話し合ひましょう。



②展開期～安定期

・名簿の作成

誰が避難所に来ているか、何人分の食料が必要になるか、年齢構成などで必要な物資も見えてきます。赤ちゃんがいる場合はミルクやおしめも必要になります。



・物資や食糧の調達や配分の方針・ルールはどうするか？

防災物資は、備蓄倉庫から町の職員などが運びます。受け入れ・保管などをどの場所で行うか、誰がどう配るかも想定します。

・その他施設利用のルールなど長期化にどう対処するか？

避難期間が長期になると生活をするうえで様々なルールが必要になります。避難所の暑さ・寒さ対策、支援情報の提供の仕方、生活空間・プライバシーを守るためなど、その避難所ならではのルールも必要になってきます。



③撤収期

・自立困難な避難者への対処は？

撤収期は、ライフラインが回復し避難者も自宅に戻れる時期です。しかし、大きな災害だった場合、自立困難となる方も出てくるのが想定できます。

地域での自立を支援する方法や、町と協力してサポートする体制も考えなければなりません。

最初から完璧なものを作ろうとすると、とても難しくなってしまいますので、必要に応じて付け加えたり、修正していく考え方で取り組むと第一歩目が踏み出しやすくなります。